

げんこくだいりにん だい かいいけんちんじゅつようし  
原告代理人 第2回意見陳述要旨

へいせい ねん がつ にち  
平成30(2018)年10月18日

げんこくだいりにんべんごし おか ざき ほ なみ  
原告代理人弁護士 岡 崎 穂 波

だい  
第1 はじめに

げんこく きた  
原告の北さんは、くに によって、きょうせいてき しゅじゅつ こ  
強制的に手術され、子どもをつくること  
ができない からだ にされてしまいました。この手術の原因となった法律が、ゆうせい  
優生  
ほごほう  
保護法です。ここでは、はじめに、「ゆうせいほごほう いったい ほうりつ  
優生保護法は一体どのような法律だった  
のか」についてお話しします。

ゆうせいほごほう しょうがい ひと こ う  
優生保護法は、障害がある人たちに子どもを生ませないようにすることを  
もくてき ほうりつ ほうりつ ころ しん  
目的としてつくられた法律です。この法律がつくられた頃は、信じられない  
ことに、しょうがい ひと こ う にほんこくみん しつ つぎつぎ わる  
障害がある人たちが子どもを生むと、日本国民の質が次々と悪くな  
ってしまう、と考えられていたのです。そして、くに にほんこくみん よ  
国は、日本国民をより良い  
こくみん しょうがい ひと こ からだ か  
国民にするために、障害がある人たちを子どもができない体につくり変え  
てしまおう、と考えました。このようなかんが かつ ゆうせいしそう しそう  
考え方が優生思想であり、この思想  
によってつくられたのがゆうせいほごほう  
優生保護法です。このようならんぼう かんが かつ  
乱暴な考え方により、  
きた じぶん のぞ じぶん からだ こ からだ  
北さんは、自分が望まないにもかかわらず、自分の体を子どもができない体

に変えられてしまったのです。

優生保護法の考え方や、人の体<sup>からだ</sup>を子どもができない体<sup>からだ</sup>につくり変える

行為<sup>こうい</sup>は、どのような理由<sup>りゆう</sup>があっても絶対に許<sup>ゆる</sup>されません。多く<sup>おほく</sup>の方が、優生

保護法<sup>ほごほう</sup>を「信じられないほど酷い法律<sup>ほりつ</sup>だ」と直感的<sup>ちよつかんてき</sup>に思う<sup>おも</sup>のではないでし  
うか。

## 第2 優生手術<sup>ゆうせいしゅじゆつ</sup>がいかなる人権<sup>じんけん</sup>を侵害<sup>しんがい</sup>するか

では、優生保護法<sup>ゆうせいほごほう</sup>はなぜ、「信じられないほど酷い法律<sup>ほりつ</sup>」なのでしょう。

それは、優生保護法<sup>ゆうせいほごほう</sup>や優生手術<sup>ゆうせいしゅじゆつ</sup>が、憲法<sup>けんぽう</sup>が認める人<sup>ひと</sup>としての権利<sup>けんり</sup>を奪<sup>うば</sup>うもの

だからです。ここでは、優生保護法<sup>ゆうせいほごほう</sup>が、憲法<sup>けんぽう</sup>により認められた権利<sup>けんり</sup>、大きく分

けて4つの人権<sup>じんけん</sup>を奪<sup>うば</sup>う法律<sup>ほりつ</sup>であったことについてお話し<sup>はなし</sup>します。

### 1 個人の尊厳<sup>こじんそんげん</sup>（憲法<sup>けんぽう</sup>13条<sup>じょう</sup>）

(1) 一つ目は、憲法<sup>けんぽう</sup>13条<sup>じょう</sup>が認める「個人の尊厳<sup>こじんそんげん</sup>」です。

(2) 憲法<sup>けんぽう</sup>13条<sup>じょう</sup>は、「すべて国民<sup>こくみん</sup>は、個人<sup>こじん</sup>として尊重<sup>そんちょう</sup>される」と定<sup>さだ</sup>めてい

ます。つまり、日本国民<sup>にほんこくみん</sup>は、障害<sup>しょうがい</sup>がある人もない人も皆<sup>ひと</sup>、一人<sup>ひと</sup>の人間<sup>みな</sup>と

して大切<sup>たいせつ</sup>に扱<sup>あつか</sup>ってもらえる権利<sup>けんり</sup>をもっています。これは人<sup>ひと</sup>としての権利<sup>けんり</sup>

の源<sup>みなもと</sup>となる定め<sup>さだ</sup>めであり、最<sup>もっと</sup>も基本的<sup>きほんてき</sup>で大切<sup>たいせつ</sup>な考<sup>かんが</sup>え方<sup>かた</sup>だとされていま  
す。

(3) しかし、国<sup>くに</sup>は北<sup>きた</sup>さんを「日本国民<sup>にほんこくみん</sup>の質<sup>しつ</sup>を悪<sup>わる</sup>くする」人<sup>ひと</sup>だと決<sup>き</sup>めつけ、

「子どもを生むべきではない」と勝手に判断しました。そして、北さんがもって生まれたかけがえのない体の一部を乱暴に奪ってしまいました。このように、北さんは、国から一人の人間として大切に扱ってもらえませんでした。これは憲法13条に違反します。

## 2 性と生殖に関する権利（憲法13条）

(1) 二つ目は、同じ憲法13条が認める「リプロダクティブ・ライツ」、日本語で言うと、「性と生殖に関する権利」です。

(2) 憲法13条は、「生命、自由や幸福を追い求める権利は、最も大切にする必要がある」とも定めています。その中でも、「子どもをもつかもたないか」は、人としての生き方に関わる重要な事柄です。憲法は、「子どもをもつかもたないか」については、人や国に押し付けられるのではなく、自分自身の気持ちを大切にして決めるべきだ、と言っているのです。

(3) しかし、北さんは、国から子どもをつくることのできない体に変えられてしまったため、本当は子どもをもちたかったのに、もつことができなくなりました。「子どもをもつかもたないか」は、北さんが自分自身の気持ちを大切にして決めるべき事柄なのに、北さんは国から、「子どもをもたない」という生き方を勝手に押し付けられてしまったのです。これも憲法13条に違反します。

### 3 残虐な刑罰の絶対的禁止（憲法36条）

(1) 三つ目は、残虐な刑罰の絶対的禁止です。

(2) 憲法36条は、「公務員による残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する」

と定めています。したがって、国が国民を残酷な仕打ちにより苦しめる

ことは絶対に許されません。憲法が「絶対に」という強い言い回しで、国

の禁止行為を定めるのは憲法36条だけです。憲法36条は、それほ

ど強い権利なのです。

(3) しかし、国は北さんを「日本国民の質を悪くする」人だと決めつけ、

それを理由に、北さんがもって生まれたかけがえのない体の一部を乱暴

に奪いました。北さんはこのような残酷な仕打ちにより心と体を傷つ

けられ、60年以上もの間、苦しみ続けてきました。北さんは国から、

憲法で絶対に禁止されている、残虐な仕打ちを受けたのです。これは、

憲法36条に違反します。

### 4 平等原則、平等権（憲法14条1項）

(1) 四つ目、最後の権利は、平等原則・平等権です。

(2) 憲法14条は次のように定めています。

「すべて国民は、法の下に平等である。すべて国民は、人種、信条、

性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係におい

て、差別<sup>さべつ</sup>されない。」

すべての人<sup>ひと</sup>は、国<sup>くに</sup>に対して、他<sup>ほか</sup>の人<sup>ひと</sup>とおな<sup>おな</sup>に<sup>あつか</sup>扱<sup>あつか</sup>うことを<sup>もと</sup>求める  
権利<sup>けんり</sup>を持<sup>も</sup>っているのです。

(3) しかし、国<sup>くに</sup>は、北<sup>きた</sup>さんや、障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>がある人<sup>ひと</sup>たち<sup>たい</sup>に対して<sup>だけ</sup>、「子<sup>こ</sup>ども  
をもたない」という<sup>い</sup>生<sup>かた</sup>き方<sup>かた</sup>を<sup>か</sup>勝<sup>か</sup>手<sup>て</sup>に<sup>お</sup>押<sup>お</sup>し<sup>つ</sup>付<sup>け</sup>、も<sup>う</sup>つて<sup>う</sup>生<sup>う</sup>ま<sup>う</sup>れた<sup>か</sup>け<sup>が</sup>え  
のない<sup>からだ</sup>体<sup>い</sup>の<sup>いちぶ</sup>一<sup>らんぼう</sup>部<sup>うば</sup>を<sup>と</sup>乱<sup>らん</sup>暴<sup>ぼう</sup>に<sup>と</sup>奪<sup>と</sup>い<sup>と</sup>取<sup>と</sup>つて<sup>し</sup>ま<sup>い</sup>ま<sup>し</sup>た。この<sup>よ</sup>うに、<sup>きた</sup>北<sup>きた</sup>さん  
は、国<sup>くに</sup>から、他<sup>ほか</sup>の人<sup>ひと</sup>とおな<sup>おな</sup>に<sup>あつか</sup>扱<sup>あつか</sup>つて<sup>も</sup>ら<sup>え</sup>ま<sup>せ</sup>ん<sup>で</sup>し<sup>た</sup>。これは、  
憲<sup>けん</sup>法<sup>ぽう</sup>14<sup>じょう</sup>条<sup>い</sup>に<sup>はん</sup>違<sup>はん</sup>反<sup>はん</sup>し<sup>ま</sup>す。

5 この<sup>よ</sup>うに、優<sup>ゆう</sup>生<sup>せい</sup>保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>法<sup>ほう</sup>や優<sup>ゆう</sup>生<sup>せい</sup>手<sup>しゅ</sup>術<sup>じゆつ</sup>は、憲<sup>けん</sup>法<sup>ぽう</sup>が<sup>みと</sup>認<sup>め</sup>る<sup>4</sup>つ<sup>の</sup>大<sup>たい</sup>切<sup>せつ</sup>な<sup>じん</sup>人<sup>けん</sup>権<sup>けん</sup>  
を<sup>うば</sup>奪<sup>う</sup>う<sup>も</sup>の<sup>で</sup>し<sup>た</sup>。これは<sup>じゅうだい</sup>重<sup>じゅう</sup>大<sup>だい</sup>な<sup>じん</sup>人<sup>けん</sup>権<sup>けん</sup>侵<sup>しん</sup>害<sup>がい</sup>です。

### 第<sup>だい</sup>3<sup>だい</sup> 立<sup>り</sup>法<sup>ぽう</sup>不<sup>ふ</sup>作<sup>さく</sup>為<sup>い</sup>に<sup>かん</sup>関<sup>かん</sup>する<sup>い</sup>違<sup>い</sup>憲<sup>けん</sup>性<sup>せい</sup>

そ<sup>こ</sup>で<sup>つぎ</sup>次<sup>つぎ</sup>に、この<sup>よ</sup>うに<sup>じゅうだい</sup>重<sup>じゅう</sup>大<sup>だい</sup>な<sup>じん</sup>人<sup>けん</sup>権<sup>けん</sup>侵<sup>しん</sup>害<sup>がい</sup>を<sup>し</sup>て<sup>き</sup>た<sup>くに</sup>国<sup>くに</sup>が、<sup>なに</sup>何<sup>なに</sup>を<sup>す</sup>べ<sup>き</sup>だ<sup>つ</sup>  
た<sup>か</sup>、<sup>はな</sup>に<sup>つ</sup>い<sup>て</sup>お<sup>は</sup>な<sup>し</sup>を<sup>し</sup>ま<sup>す</sup>。

北<sup>きた</sup>さん<sup>は</sup>は<sup>ゆう</sup>優<sup>ゆう</sup>生<sup>せい</sup>保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>法<sup>ほう</sup>に<sup>よ</sup>り、<sup>こ</sup>こ<sup>ろ</sup>心<sup>こころ</sup>と<sup>か</sup>ら<sup>だ</sup>体<sup>からだ</sup>を<sup>ひ</sup>ど<sup>く</sup>傷<sup>きず</sup>つ<sup>け</sup>ら<sup>れ</sup>、<sup>いま</sup>今<sup>いま</sup>も<sup>ま</sup>だ<sup>くる</sup>苦<sup>くる</sup>し  
み<sup>つづ</sup>つ<sup>づ</sup>けて<sup>い</sup>ま<sup>す</sup>。北<sup>きた</sup>さん<sup>は</sup>は<sup>くに</sup>国<sup>くに</sup>が<sup>ひろ</sup>広<sup>ひろ</sup>め<sup>て</sup>き<sup>た</sup>優<sup>ゆう</sup>生<sup>せい</sup>思<sup>し</sup>想<sup>そう</sup>の<sup>た</sup>め<sup>に</sup>、<sup>ほか</sup>他<sup>ほか</sup>の<sup>こく</sup>国<sup>こく</sup>民<sup>みん</sup>が<sup>あ</sup>じ  
う<sup>こと</sup>の<sup>ない</sup>特<sup>とく</sup>別<sup>べつ</sup>な<sup>くる</sup>苦<sup>くる</sup>し<sup>み</sup>を<sup>あ</sup>じ<sup>つづ</sup>味<sup>あじ</sup>わ<sup>い</sup>つ<sup>づ</sup>けて<sup>き</sup>た<sup>の</sup>です。これ<sup>ほ</sup>ど<sup>お</sup>大<sup>お</sup>き<sup>な</sup>苦<sup>くる</sup>し  
み<sup>を</sup>与<sup>あた</sup>え<sup>た</sup>国<sup>くに</sup>は、<sup>くる</sup>苦<sup>くる</sup>し<sup>み</sup>を<sup>すこ</sup>少<sup>すこ</sup>し<sup>も</sup>減<sup>へ</sup>ら<sup>す</sup>べ<sup>き</sup>です。

北さんだけではありません。全国には北さんと同じような苦しみを味わってきた被害者が大勢います。そのほとんどは、被害を受けたと声をあげることさえ出来ずにいるのです。国は、このような裁判を起こすことができた北さんだけでなく、すべての被害者に対して、苦しみを少しでも減らすべきです。

国は平成8年に優生保護法を改正し、憲法に違反する間違った規定をなくしました。しかし、北さんや他の被害者の苦しみは少しもなくなっておりません。北さんたち、被害者の心が救われるためには、まず、優生思想を押し進めた国が自ら、優生思想の間違いを認めて謝罪することが必要です。そのことによって、国から優生思想を押し付けられた社会も、間違いに気づくはずで、このような社会の動きによって初めて、北さんたちが一人の人間としてのかけがえのない権利を取り戻すことができるのです。

そして、特別な苦しみを与えられた人の被害を回復するための新しい法律を、できるだけ早くつくる必要があります。

#### 第4 除斥期間が適用されるべきではないこと

次に、国の反論についてお話をします。

国は、北さんの手術が行われたのが60年以上も昔の出来事であること

を理由に、国は責任を負わないと反論しています。確かに、法律上、人を傷

つけたことに対する責任は20年で消えることとなっています。

しかし、北さんにこれほど酷い仕打ちを与え、救済をしてこなかった国が、「責任がなくなった」などと主張することが許されるのでしょうか。北さんは、国によって手術が行われたことを知らなかったので、手術から20年以内に国に裁判を起こすことなど不可能でした。たとえ知っていたとしても、やはり、裁判を起こすことはできませんでした。なぜなら、北さんは、手術を受けたことを奥さんにさえも打ち明けられずにいたからです。奥さんにも言えない事実を、裁判で公にすることなんて、誰にできるのでしょうか。このような被害者に対して、国が、「裁判を起こすのが遅過ぎたから、国は責任を負わない」などと主張することが許されるべきではありません。

## 第5 被告は憲法適合性について認否すべきである

最後になりますが、これほど重大な権利侵害をしておきながら、この法律が憲法に違反するのか、違反しないのかについて、国の考えを明らかにしていません。しかし、この裁判では、必ず、憲法に関する判断がなされるべきです。

北さんは、「優生手術によって苦しめられ続けてきた私の人生を返してほしい、それが無理ならせめて事実を明らかにして、間違った手術だったこと

を認めてほしい。」という思いで、この裁判を起こしました。このような北さんの思いに応えるためには、北さんが憲法上の人権を奪われたことを明らかにすることが必要です。

この裁判で争いとなっている国の責任について判断をするためにも、優生保護法や、優生保護法によって行われた手術が、憲法が認めるどのような人権を奪うものであったのかを明らかにする必要があります。

国は、優生保護法が憲法に違反するのか、違反しないのかについて、早急に明らかにすべきです。

以上